

## 三島市レジ袋使用量削減協力店認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、消費者の買物袋（購入した商品を持ち帰るために買物客が自ら持参する袋等をいう。以下同じ。）の持参を推進し、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店を、レジ袋使用量削減協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、小売店の取組を推進し、もってごみの減量及び市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱により協力店の認定の対象となる小売店は、市の区域内にある小売業を営む店で、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) レジ袋を辞退した買い物客に対し、特典を設けていること。
- (2) マイバッグの普及に積極的に取り組んでいること。
- (3) PRポスターの掲示、店内放送等により、マイバッグ持参の呼びかけを行っていること。
- (4) レジ袋を有料化していること。
- (5) その他店の創意工夫によるレジ袋使用量削減の取組を行っていること。

### (協力店の認定)

第3条 協力店の認定を受けようとする小売店は、三島市レジ袋使用量削減協力店認定申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申込みを受けたときは、その内容を審査するものとし、当該申込みに係る小売店を協力店として認定した場合は、三島市レジ袋使用量削減協力店認定証（様式第2号）を交付するものとする。

### (協力店の実施事項)

第4条 協力店は、交付された認定証を店の見やすい場所に掲示するとともに、申込書に記載した取組事項を実施し、レジ袋の使用量の削減を図らなければならない。

- 2 協力店は、レジ袋の使用量に関する情報を市に積極的に提供しなければならない。

### (協力店の周知方法)

第5条 市長は、市の広報紙、ホームページ等により協力店の周知に努めるものとする。

### (調査)

第6条 市長は、必要に応じて協力店に対して、その取組状況について調査し、又は報告を求めることができる。

### (認定の取消)

第7条 市長は、協力店が第2条に規定する認定要件に適合しなくなったと認めるとき、又は協力店として適切でない行為があったときは、認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により協力店の認定を取り消すときは、当該小売店に対し、三島市レジ袋使用量削減協力店認定取消通知書（様式第3号）により通知し、交付した認定証を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、制定の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

三島市長 行

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

三島市レジ袋使用量削減協力店認定申込書

三島市レジ袋使用量削減協力店として、認定を受けたく申し込みます。

1 認定希望協力店

1 店舗名		
2 所在地		
3 店舗代表者職氏名		
4 連絡先	電話番号	F A X

## 2 取組事項

次に掲げる事項のうち実施している項目の番号に○をつけ、項目番号ごとに実施内容、開始時期を簡単に記入してください。(資料があれば添付してください)

項目	(1) レジ袋を辞退した買い物客に対し、特典を設けていること。 (2) マイバッグの普及に積極的に取り組んでいること。 (3) Rポスターの掲示、店内放送等により、マイバッグ持参の呼びかけを行っていること。 (4) レジ袋を有料化していること。 (5) その他店の創意工夫によるレジ袋の使用量削減の取組を行っていること。
----	--

項目 番号	実施内容	開始時期	備考

様式第2号（第3条関係）

第 号

三島市レジ袋使用量削減協力店

様

認定証

貴店を三島市レジ袋使用量削減協力店として認定します

年 月 日

三島市長

印

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

三島市長 印

三島市レジ袋使用量削減協力店認定取消通知書

年 月 日付け第 号による三島市レジ袋使用量削減協力店の認定を  
取り消します。

記

取消理由